

新型コロナウイルスの影響を被った法人向け税制優遇の期間再延長

今回は[ニュースレターVol.2](#)でご案内したコロナ禍の状況における法人向け税制優遇に関する期間再延長及び一部内容の改正について解説いたします。

2021年2月に財務大臣規則 2021年第9号(PMK9)が公布され、当該税制優遇について2021年6月度まで期限が延長されましたが、2021年7月1日に財務大臣規則 2021年第82号(PMK82)が公布され、期限が2021年12月度まで再延長されることとなりました。

PMK82に規定されている、優遇を受けるための条件及び優遇内容を簡単にまとめたものが以下の表になります。赤字がPMK9から改正された点となります。

項目	PPh21	PPh22	PPh25	VAT	PP23	建設Final Tax
対象業種	1. 1189分野 2. KITE 3. 保稅ライセンス	1. 132分野 2. KITE 3. 保稅ライセンス	1. 216分野 2. KITE 3. 保稅ライセンス	1. 132分野 2. KITE 3. 保稅ライセンス	政令2018年23号に規定の納税者	灌漑用水利用促進プログラムに関連する納税者
優遇内容	免税(年収2億ルピア以下の従業員が対象)	免税	50%減額	50億ルピアまでの過払について事前還付	1. PP23に定めるFinal Taxの免税 2. PPh22の免税 3. PPh21の免税	建設サービス収入に対するFinal Taxの免税
申請	PMK82に基づき再申請が必要 2021年8月15日までに申請すれば、2021年7月度より適用	PMK82に基づき再申請が必要	PMK82に基づき再申請が必要 2021年8月15日までに申請すれば、2021年7月度より適用	事前還付の申請を行う	PP23に基づく証明書の取得、提出をもって適用可	PMK9の対象となる建設Final Taxである旨明記された納税証明又はBilling codeを使用
対象期間	申請から 2021年12月度 まで	免除証明書発行日から 2021年12月31日 まで	申請から 2021年12月度 まで	2021年12月度 まで	2021年12月度 まで	2021年12月度 まで
報告義務	実施報告を納税月の翌月20日までに提出	実施報告を納税月の翌月20日までに提出	実施報告を納税月の翌月20日までに提出	—	実施報告を納税月の翌月20日までに提出	実施報告を納税月の翌月20日までに提出

PMK82 による改正のポイントとしては以下の通りとなります。

- PMK9 では 2021 年 6 月度までの適用でしたが、PMK82 により適用期間が 2021 年 12 月度まで再延長されました。PPh21(給与源泉税)、PPh22(輸入前払法人税) 及び PPh25(法人税の予定納付)の優遇については PMK9 に基づき既に申請を行い適用許可を受けていたとしても、改めて税務当局へ適用のための申請を行う必要があります。PPh21 及び PPh25 の優遇について 2021 年 7 月度より適用を受けるためには、2021 年 8 月 15 日までに申請する必要があります。
- PPh22、PPh25 及び VAT の優遇については、優遇を受けられる対象業種の数が PMK9 から大幅削減されています。具体的には PPh22 は 730 業種から 132 業種へ、PPh25 は 1018 業種から 216 業種へ、VAT は 725 業種から 132 業種へそれぞれ削減されています。そのため、2021 年 6 月度まで税制優遇を受けていた企業様においても、PMK82 において引き続き優遇対象の業種となっているか否かについて改めてご確認いただく必要がある点ご注意ください。

各税制優遇を利用できる業種のリストは PMK82 の付表に記載があります。基準の原文につきましては[こちらのリンク](#)(税務総局ウェブサイト)をご参照ください。現時点でもコロナ禍の影響は続いており、今後も追加の税制優遇措置が公表される可能性がありますので、引き続き税務総局からの発表に注目したいと思います。



本件に関するご質問又はご相談(会計監査、各種コンサルティング)等がございましたら、お気軽に Crowe Indonesia ジャパンデスクまでお問い合わせください。

三好博文

ジャパンデスク パートナー

hirofumi.miyoshi@crowe.id

三好久恵

ジャパンデスク マネージャー

hisae.miyoshi@crowe.id